## 基準２－１　【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

### 分析項目２－１－２　それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

【分析の手順】

・教育研究上の基本組織と教育課程との関係を確認する。

　※「教育研究上の基本組織」とは、教育課程の編成、実施及び学習成果について責任をもつ教育研究組織を指す。

・共同教育課程、国際連携教育課程として設置された教育研究上の基本組織の場合は、当該教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を確認する。

・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式２－１－２）

| 組織番号 | 教育研究上の基本組織 | 組織等の長 | 教育課程 | 教育課程ごとの  質保証の責任者 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

* 教養教育を実施する組織が、学部や研究科と同様、その質保証に責任をもっている場合は、この表に記載することができる。
* 複数分野にまたがる教育課程を有し、その課程を教育研究上の基本組織とみなしている場合は、この表に記載することができる。
* 組織番号の欄には、領域６の資料名作成の際と同じものを記入してください。

〇学生募集を停止した教育研究上の基本組織（廃止した教育研究上の基本組織を含む。）

| 教育研究上の基本組織 | 教育課程 | 備考 |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |